

# 第 10 回石川町農業委員会総会議事録

1. 招集年月日 令和 2 年 9 月 17 日（木） 午後 1 時 30 分

2. 招集場所 石川町役場 3 階 議場

3. 議案

(1) 報告第 1 号

時効取得を原因とする農地の所有権移転について

(2) 議案第 44 号

農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定の件

(3) 議案第 45 号

農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定の件

(4) 議案第 46 号

荒廃農地に係る非農地判断に対する意見決定の件

出席委員

農業委員 9名

1番	佐川	修一	2番	根本	常和	3番	近内	貞夫
4番	金沢	和則	5番	芳賀	正幸	6番	緑川	一男
7番	緑川	喜友	8番	仲田	昌勝	9番	遠藤	武重

農地利用最適化推進委員 コロナ対策のため招集なし。

欠席委員 なし

事務局	事務局長	武藤	伝
	農地管理係長	三瓶	桂治
	書記	矢内	康裕

- ・議長 本日の出席は9名です。定足数に達しておりますので、只今より第10回石川町農業委員会総会を開きます。  
それでは議事録署名人の選出ですが、議長指名でご異議ございませんか。  
(「異議なし」の声あり)  
異議ないものと認め、5番 芳賀正幸委員 6番 緑川一男委員を指名いたします。
  - ・事務局長 議事に入ります前に議案書の差替えがありますので差替えをお願いします。「議案第46号時効取得を原因とする農地の所有権移転について」当初議案件としておりましたけども、現地確認の際に今回の案件が裁判所の判決を基に登記完了をしているということもあり、担当農業委員及び農地利用最適化推進委員と協議した結果、報告事項とすることに決定しましたので差替えるものでございます。
- 

(1) 報告第1号

時効取得を原因とする農地の所有権移転について

- ・議長 まず報告第1号時効取得を原因とする農地の所有権移転について議題といたします。それでは事務局の報告を求めます。
- ・事務局長 (朗読説明)  
なお時効取得の取り扱いについて別紙資料をご覧ください。今年度初めての案件になりますので、時効取得の取り扱いのことを若干説明させていただきたいと思っております。上段のフロー図の今回は登記完了後というケースになりますので右側を見ていただきたいと思います。今回法務局より時効取得を原因とする権利移転等の登記が行われた旨の通知を農業委員会が受けております。そこで農業員会は時効取得の要件を備えているかどうかについて実情調査を行って、その結果を県知事、農林事務所に報告することになっているということで、このような流れで要件を満たしているかどうかについて調査をするということになっております。そこで今回の件につきまして実情調査を行っております。令和2年9月9日午前9時から、仲田農業委員、斎藤推進委員、南條推進委員及び事務局によりまして現地調査及び権利者等に聞き取りをいたしました。その結果、時効取得は適当

であると判断をいたしましたので報告いたします。以上です。

- ・議 長 只今報告のありました時効取得を原因とする農地の所有権移転について、何かご質問等ございませんか。
  - ・緑川一男委員 今時効取得とありましたが、時効取得というのはどういう原因でなるわけなんですか。
  - ・農地管理係長 時効取得は民法の規定の中にありまして、無過失等で占有して通常であれば20年占有しますとそれに基づきまして権利を取得できるというものです。農地法の許可ですと3条で所有権移転となるのですが、時効取得の場合ですと原始取得ということになりまして、初めからその所有者だったということになります。通常20年経過して初めて時効取得となりますが、先ほど言ったとおり無過失ということになりますと10年に短縮されるということもあります。本来自分のものと思っていて耕作をしているとかそういう風な形で20年以上過ぎた場合はそのような主張をできるということです。ただ、何でも時効取得できるかというところというわけではなく、例えば農地を借りていて20年経ったから自分のものになるのかという農地を借りているという認識がありますので、それについては時効を更新しませんので借りているものを20年経ったから時効取得できるというものではないです。
  - ・議 長 そのほかご質問等ございませんか。  
(「質問なし」)
  - ・議 長 ないようですので報告を終わります。
- 

## (2) 議案第44号

農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する意見決定の件

- ・議 長 議事に入ります。議案第44号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する意見決定の件を議題とします。事務局の説明を求めます。
- ・事務局長 (議案朗読)  
只今説明しました農地法第3条第1項番号1につきまして、農地法第3条第2項各号不許可要件に該当していないことを報告いたします。
- ・議 長 農地法第3条第1項番号1を調査されました芳賀正幸委員に報告を求めます。

- ・芳賀正幸委員 農地法第3条第1項1番譲渡人〇〇〇〇、譲受人〇〇〇〇の件を調査した結果を報告します。

9月6日午後12時より、譲受人〇〇〇〇、最適化推進委員の福田正三さん、渡邊義雄さん、私の4人で現場確認をしました。譲渡人〇〇〇〇は高齢のため譲受人〇〇〇〇に一切をお任せするとのことでした。

場所は〇〇〇〇〇〇〇〇から〇〇〇〇〇〇〇〇に向かって50m先を左に曲がり100m入り、川を挟んで左側の所です。地番は〇〇〇〇〇〇〇〇外1筆、田2、160㎡の田んぼです。この田んぼは現在作付けをしています。

譲渡人は高齢で農作業が困難なため〇〇〇〇に贈与することにしました。譲受人は田んぼが隣接しているため耕作事業を行います。周りが田んぼですので特別支障があるとは思えません。

以上、調査した結果この案件は問題ありませんので皆様方のご審議のほどよろしくお願い致します。

- ・議長 只今報告のありました農地法第3条第1項番号1の件について、何かご意見等ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- ・議長 異議のないものと認め、議案第44号 農地法第3条第1項番号1について承認するものと決定いたします。

### (3) 議案第45号

農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定の件

- ・議長 次に議案第45号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定の件について議題といたします。

事務局の説明を求めます。

- ・事務局長 (議案朗読)

農地法第5条第1項番号1についてですが事業計画者は砂利採取を目的として今回の申請に至っております。なお、申請地は農用地です。

- ・議長 農地法第5条第1項の規定による許可申請番号1を調査した佐川修一委員に報告を求めます。

- ・佐川修一委員 農地法第5条第1項番号1番の農地転用のため、権利の設定について調

査した結果を報告いたします。

調査日は令和2年9月8日午前10時より、確認は設定人の〇〇〇〇が出席できないため〇〇〇〇に一任することで〇〇〇〇、事務局より三瓶、矢内、最適化推進委員郷と私の5名で、〇〇〇〇〇〇〇〇4, 286㎡を調査しました。

場所は〇〇〇〇〇〇〇〇から〇〇〇〇〇〇〇〇へ1km程の場所で、〇〇〇〇〇〇〇〇が過去に蛇行していた時代の河道であるらしく、砂利層のため水持ちが悪く隣接地の砂利採取の実績により、良質の砂利層を含んでいると思われ、地主から要望もあり、床土の入れ替えを兼ねて砂利採取をすることにしました。

採取期間は申請後許可が下りた後から令和3年4月30日までの予定です。隣接地の方の砂利採取への同意もいただいています。また、採取期間中、導水路等が破損した場合、速やかに復旧作業を実施することになっています。作業完了後、現況復帰することで〇〇〇〇及び〇〇〇〇への道水路の使用を願い出て承諾を得ております。

以上、調査した結果この案件は問題ありませんので皆様の審議よろしくお願ひ致します。

・議 長 審議に入る前に議案第45号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定の件について4番金沢委員は申請者の代理人ですので、農業委員会等に関する法律第31条議事参与の制限により、退席を求めます。

(金沢委員退席)

・議 長 只今説明のあった農地法第5条第1項番号1について何かご意見等ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

・議 長 異議のないものと認め、議案第45号農地法第5条第1項番号1について承認するものと決定いたします。金沢委員の入室を認めます。

(金沢委員入室)

---

(6) 議案第46号

荒廃農地に係る非農地判断に対する意見決定の件

- ・議長 次に議案第46号荒廃農地に係る非農地判断に対する意見決定の件を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

- ・事務局長 (議案朗読)

- ・議長 只今説明のありました荒廃農地に係る非農地判断に対する意見決定について、一括で審議することに何かご意見等ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- ・議長 それでは荒廃農地に係る非農地判断に対する意見決定について、何かご意見等ございませんか。決定についてご意見等がある場合は議案書の番号を述べてから発言されますようお願いいたします。

(「異議なし」の声あり)

- ・議長 異議のないものと認め、議案第46号 荒廃農地に係る非農地判断に対する意見決定の件について番号1から番号66を一括して承認するものと決定いたします。

以上で本日提案されました議案は、すべて終了いたしました。これで本日の会議を閉じます。

午後1時54分

この議事録は書記が作成したもので、その内容に相違ないことを証するため署名する。

令和2年9月17日

石川町農業委員会

石川町農業委員会長

議事録署名人

\_\_\_\_\_

5 番

\_\_\_\_\_

6 番